

長生村三世同居・近居住宅支援事業

○同居とは…親・子・孫が長生村内の同一の住宅に居住すること

●近居とは…親または子の世帯のどちらかが長生村内で新築等による転入をし、もう一方の世帯が村内や近隣市町内に居住していること

※近隣市町…茂原市、一宮町、睦沢町、白子町

新築住宅	中古住宅	増 築
補助金 50万円 (上限100万円)	補助金 30万円 (上限 50万円)	
<p>加算額</p> <p>(1)村内に本店または事業所がある事業者が行う住宅の建築または販売による場合 …… 20万円</p> <p>(2)事前相談書提出時において、同居する18歳未満の子どもがいる場合 1人につき …… 10万円</p> <p>(3)事前相談書提出時に子の世帯の夫婦どちらかが、満30歳以下の世帯である場合 …… 10万円</p> <p>(4)交付対象者および同居または近居する者に村内の公共交通機関の利用者がいる場合 …… 10万円</p> <p>(5)空家バンクの登録物件を購入し、村内に本店または事業所がある事業者が行う住宅リフォーム工事の場合 …… 20万円</p>		
<p>対象となる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延べ床面積の2分の1以上が居住部分であること ・居住部分の床面積が50㎡以上であること ・建築基準法の規定に適合する建築物であること 		<p>対象となる増築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住部分の床面積が、10㎡以上であること ・建築基準法の規定に適合する建築物であること
<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親および子の世帯のいずれかまたはその全部が村外から村内に転入すること。 ・転入世帯が事前相談書の提出日前1年の間に、本村の住民基本台帳に記録されていないこと。 ・親または子の世帯に18歳以下の孫が居住すること（出産予定も含む）。 ・交付決定日から継続して10年以上三世同居または近居をする予定であること。 ・この要綱による補助金の交付を受けていないこと。 ・村税等の滞納がないこと。 ・暴力団員およびその関係者でないこと。 		

※補助対象は、長生村内で新築・増築・購入する住宅のみです。